III

各場面での割引率はマイナスかゼロか マイナス金利に関連する諸論点の実務ポイント

新日本有限責任監査法人
公認会計士 村田 貴広

はじめに

平成29年1月27日に、企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）から実務対応報告公開草案51号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）」（以下、「マイナス金利取扱い案」という）が公表された。本稿では、このマイナス金利取扱い案について解説するとともに、その他のマイナス金利に関連した本決算における留意事項についても触れる。

マイナス金利取扱い案の公表の経緯

企業会計基準26号「退職給付に関する会計基準」（以下、「退職給付会計基準」という）では、退職給付債務等の計算における割引率は安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する（退職給付会計基準20項）こととしたうえで、割引率の基礎とする安全性の高い債券の利回りとは、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りをいう（退職給付会計基準（注6））とされている。

平成28年1月29日に日本銀行が「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入することを決定したことを受け、長期の国債等についてもマイナスの利回りが見受けられる状況になった。退職給付債務の計算において国債の利回りを基礎として割引率を決定している場合、当該状況下において、割引率として、マイナスの利回りをそのまま用いるか、ゼロを下限とするかが論点となる。

ＡＳＢＪでは平成28年3月9日に開催された第３３１回企業会計基準委員会において、当該論点に関して議論を行い、当該議論の内容を周知するために議事概要を公表した。当該議事概要では、「平成28年3月決算においては、……マイナスとなっている利回りをそのまま利用する方法とゼロを下限とする方法のいずれの方法を用いても、現時点では妨げられない」とされていた。

議事概要は平成28年3月決算に限定された取扱いであったことから、ＡＳＢＪでは平成28年11月より、基準諮問会議の提言を受けて当該論点への対応について検討を行い、今般マイナス金利取扱い案を公表した。

マイナス金利取扱い案の提案内容

マイナス金利取扱い案では、退職給付債務等（退職給付債務、勤務費用および利息費用）の計算において、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りが期末においてマイナスとなる場合、次のいずれかの方法によることが提案されている（マイナス金利取扱い案2項）。

(1) 利回りの下限としてゼロを利用する方法
(2) マイナスの利回りをそのまま利用する方法

この取扱いは、次のような点を踏まえたものとされている（マイナス金利取扱い案10項～15項）。

① マイナス金利の状況下においては次のようなさまざまな論点があり、これらをどのように考えるかにより、割引率の基礎とする債券の利回りについて、下限としてゼロを利用するか、マイナスの利回りをそのまま利用するかの結論が変わり得ると考えられる。

・信用リスクフリーレートはマイナスになり得るのか、下限はゼロになるのか（**図表1**参照）

・年金資産の評価と退職給付債務の評価を整合させるべきか、整合させる必要はないか（**図表2**参